

＜資料編＞

- 1 名古屋市の街路樹の沿革
- 2 街路樹の法的位置付け
- 3 街路樹の機能
- 4 名古屋市の街路樹データ
- 5 道路植栽に関わる制約
- 6 市民等との協働

1 名古屋市の街路樹の沿革

時期	年	経緯	政策動向、時代の潮流
明治～昭和初期 (戦前)	明治 20 年(1887)	初の街路樹は、笹島街道(現在の広小路通)が開設された時のシダレヤナギ	東京でもシダレヤナギが人気 東京市区改正(1898)
	大正時代	道路の拡張、舗装工事が盛んに行われ、街路樹の植栽も進んだ	街路樹計画の樹立で落葉広葉樹 10 種を選定(1907)
	昭和 11 年(1936)	汎太平洋平和博覧会を記念して名古屋駅から国道 22 号線間 1.2 km が整備され、緩速車道の分離帯にイチョウとサクラが植えられた	道路法の制定、並木は道路の付属物として位置づける(1919) 市街地建築物法制定(1919) 道路構造令制定、並木は公共物として位置づける(1921) 東京市訓令により「道路並木」は「街路樹」に改める(1932)
	昭和 17 年(1942)	街路樹本数 20,368 本	
	昭和 19 年(1944)	街路樹本数 23,871 本	
昭和 20 年(戦後)～昭和 40 年	昭和 22 年(1947)	街路樹本数 10,700 本(戦災による焼失、燃料や用材としての伐採による)	戦災復興区画整理で広幅員街路、緑地を整備(1950 頃)
	昭和 27～35 年	地元半額負担によって基盤割り路線から一步入った多くの路線の街路樹を植栽	「道路整備費の財源等に関する臨時措置法」(1953)
	昭和 29 年(1954)	市内の幹線道路に様々な街路樹を植栽	第 1 次道路整備計画(1954)
	昭和 32 年(1957)	東志賀町線(西区弁天通)の中央分離帯に初めてトベラを植栽	道路構造令の改正、街路樹を考慮した道路幅員を規定(1958)
	昭和 34 年(1959)	伊勢湾台風による街路樹の被害	所得倍増計画策定(1960)
	昭和 36 年(1961)	第二室戸台風による街路樹の被害	
昭和 40 年～	昭和 40 年代	昭和 40 年代後半から昭和 50 年代当初にかけて街路樹植栽がピーク	東京オリンピック(1964) 都市計画法の制定(1968)
	昭和 45 年	東新町、伏見、柳橋、今池の 4 交差点にフラワーコーナー設置	
	昭和 46 年～	歩道の連続植栽が始まり、花木類や常緑低木の植栽が行われた	日本列島改造論(1972)
「緑のまちづくり構想」 (昭和 48 年～)	昭和 48 年(1973)	「緑のまちづくり構想」発表、「歩道緑化要綱」制定	高度経済成長に合わせて公害が発生、街路樹は耐潮性、耐煙性のある常緑広葉樹類を多用
	昭和 49 年(1974)	「緑の 5 カ年計画」がスタート	通達「道路環境保全のための道路用地取得管理に関する基準」に環境施設帯の設置推進を位置づける(1975)
	昭和 52 年(1977)	「名古屋市基本構想」策定	

時期	年	経緯	政策動向、時代の潮流
〔緑の総合計画〕 (昭和53年)	昭和 53 年(1978)	「緑化推進条例」制定、「緑化都市宣言」決議 「緑のまちづくり構想」を見直し「名古屋市緑の総合計画」策定	
	昭和 55 年(1980)	街路樹愛護会制度を施行	
	昭和 56 年(1981)	「歩道緑化要綱」を廃止し、「道路緑化基準」を制定 「名古屋市緑道整備基本計画」を策定	
	昭和 57 年(1982)	広井町線、大津町線でフラワーロード事業の開始	
	昭和 58 年(1983)	高座橋でフラワーブリッジ事業の開始	
	昭和 61 年(1986)	花と緑の散歩道、シンボルツリー、特色ある並木道事業の開始	地価高騰、バブル時代到来、街区高度利用の進展(1980 年代) リゾート法の成立、街路樹にもヤシや花木などの景観木を用いる(1987) 第 10 次道路整備 5 カ年計画で沿道環境保全のための緑化を位置づける(1988)
〔緑の基本計画〕 (平成13年)	平成 2 年(1990)	「都市緑化推進計画(緑のグランドデザイン 21)」を策定	バブル崩壊(1992) 環境と開発に関する国連会議(地球サミット)開催、サステイナブルな時代到来へ(1992) 量的拡大から質的向上へ、開発志向から環境保全志向へ、ガーデニングブーム(1990 年代～) 道路審議会に環境部会を設置(1995)
	平成 13 年(2001)	「緑の基本計画(花水緑なごやプラン)」策定、「街路樹更新の指針」策定	第 12 次道路整備五箇年計画(2002)
	平成 15 年(2003)	「道路空間緑化基準」策定	道路整備五箇年計画を社会資本整備重点計画に統合(2003) 美しい国づくり政策大綱(2003) 景観緑 3 法、景観法の制定(2004)
	平成 17 年(2005)	「緑のまちづくり条例」制定、「街路樹診断マニュアル」策定	バリアフリー法制定(2006) 歴史まちづくり法制定(2008)
	平成 23 年(2011)	「緑の基本計画(なごや緑の基本計画 2020)」策定	
	平成 25 年(2013)	「道路空間緑化基準」改訂 「道路構造の技術的基準を定める条例」施行	道路緑化技術基準の改正、地域特性や道路空間と調和した植栽を規定(2015)

2 街路樹の法的位置付け

街路樹は「道路法」という法律に位置づけられており、構造の基準については条例で定めることとされています。本市では「道路構造の技術的基準を定める条例」で植樹帯の技術的基準が定められています。

(1) 道路法

(用語の定義)

昭和 27 年 6 月 10 日制定

平成 26 年 6 月 18 日改正 (最新)

第 2 条 略

2 この法律において「道路の附属物」とは、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設または工作物で、次に掲げるものをいう。

二 道路上の並木または街灯で第 18 条第 1 項に規定する道路管理者の設けるもの

* 該当箇所のみ抜粋

(道路の構造の基準)

第 30 条 高速自動車国道及び国道の構造の技術的基準は、次に掲げる事項について政令で定める。

十一 横断歩道橋、さくその他安全な交通を確保するための施設

3 前項に規定するもののほか、都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準は、政令で定める基準を参酌して、当該道路の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。

* 該当箇所のみ抜粋

(2) 道路構造の技術的基準を定める条例

(植樹帯)

平成 24 年 12 月 28 日制定

第 14 条 第 4 種第 1 級及び第 2 級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、この限りではない。

2 植樹帯の幅員は、1.5 メートルを標準とするものとする。

3 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。

(1) 都心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間

(2) 相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間

4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

* 本条例は道路構造令を参酌して定めるもの

平成 27 年 3 月、道路緑化の一般的技術基準が 27 年ぶりに改正されました。新しい基準では「樹木の更新」が新たに追加されるなどしています。

（参考）道路緑化技術基準

昭和 51 年 7 月 26 日通達

平成 27 年 3 月 31 日改正（最新）

第 1 章 総則

1-1 基準の目的

本基準は、道路緑化の一般的技術的基準を定め、その合理的な整備及び管理に資することを目的とする。

1-2 適用の範囲

本基準は、道路において、緑化を図る場合に適用する。なお、法面緑化及び防災林の造成については、本基準の対象外とする。

1-3 道路緑化の基本方針

道路緑化にあたっては、道路交通機能の確保を前提にしつつ、美しい景観形成、沿道環境の保全、道路利用者の快適性の確保等、当該緑化に求められる機能を総合的に発揮させ、もって、道路空間や地域の価値向上に資するよう努めるとともに、交通の安全、適切な維持管理及び周辺環境との調和に留意しなければならない。

1-4 用語の定義

1 道路緑化

道路において、樹木、地被植物若しくは草花（以下、「樹木等」という。）を保全又は植栽し、これらを管理することをいう。

2 道路植栽

道路において、保全又は植栽され、管理された樹木等をいう。

3 高木

道路植栽のうち、主に並木等の単木として使用する樹木をいう。

4 中・低木

道路植栽のうち、主に列植や群植として使用する樹木をいう。なお、一定の樹高を有し遮蔽機能を有するものを中木、それより低いものを低木という。

5 地被植物

道路植栽のうち、芝、木本植物、草本植物、つる性植物、ササ類等の地表面を被覆する樹高の低い植物をいう。

6 草花

道路植栽のうち、花等の草本植物をいう。ただし、5 の地被植物を除く。

7 植栽地

道路において、樹木等を保全又は植栽する場所をいう。

8 環境施設帯

植樹帯、路肩、歩道、副道等で構成される、幹線道路における沿道の生活環境を保全するための道路の部分进行いう。

9 植栽基盤

植物の根が支障なく伸長して、水分や養分を吸収できる土壌条件を備えている土層をいう。

第2章 整備

2-1 計画

- 1) 道路計画においては、地域に求められる緑化の機能を考慮し、植栽地を適切に配置することが望ましい。
- 2) 植栽地の配置を計画する場合は、安全かつ円滑な交通の確保に留意しなければならない。
- 3) 植栽地の意匠並びに樹木等の基本的な構成及び配置の決定にあたっては、気象条件、緑化等に関係する地域の計画との整合、沿道状況、美しい景観形成、想定される維持管理水準（剪定頻度等をいう。以下同じ。）等に留意することが望ましい。
- 4) 道路の整備が予定されている区域内に保存の必要性が高い植物がある場合は、その存置や移植を検討しなければならない。

2-2 設計

- 1) 植栽設計（植栽地の平面配置、樹種等、樹木等の具体の構成や配置の決定）にあたっては、地域に求められる緑化の機能を考慮するとともに、安全かつ円滑な交通の確保や他の構造物の保全、植栽基盤、想定される維持管理水準、周辺の植生への影響等に留意しなければならない。
- 2) 高木を植栽する場合は、植栽しようとする樹種の成長特性等を理解の上、目標とする樹形、樹高を想定し、植栽する道路空間や維持管理水準に見合った樹種、植栽間隔とすることが望ましい。
- 3) 中・低木を植栽する場合は、供用後の枝葉の繁茂や剪定頻度等も考慮に入れ、交差点内の視距や横断歩道を横断している又は横断しようとする歩行者等の視認性、歩行者や車両の通行空間の確保に支障を生じないように留意しなければならない。
- 4) 植栽地において雑草の発生等が見込まれる場合は、地被植物等を植栽することが望ましい。
- 5) 他の構造物の点検や維持修繕が困難となる場所は、植栽地としてはならない。また、樹木等の具体の構成や配置の決定にあたっては、樹木等の成長により他の構造物に影響が生じないように留意しなければならない。
- 6) 環境施設帯は、沿道環境が適切に保全されるように樹木等の具体の構成や配置を定めなければならない。また、幼木の植栽により樹林を造成する場合は、成長に応じた間伐等を考慮し、樹木等の具体の構成や配置を設計することが望ましい。

2-3 施工

- 1) 樹木等の植栽は、植物や地域の特性に応じた時期や手法を踏まえて行うことが望ましい。また、植栽の活着状況に応じ適切な保護養生を行うことが望ましい。
- 2) 既存の樹木等の存置又は移植にあたっては、保全対策を講じることが望ましい。

第3章 管理

3-1 道路巡回

- 1) 樹木等の管理にあたっては、道路巡回や道路利用者等からの道路の異状等に関する情報の活用により、道路交通への支障や道路利用者等の危険の未然防止に努めなければならない。
- 2) 通常巡回においては、落枝、枯損樹木、横断している、若しくは横断しようとする歩行者等又は道路標識の視認性への影響の有無等を確認することに努めなければならない。
- 3) 定期巡回においては、落枝、枯枝、枯損樹木の有無等の確認のほか、キノコ等の発生、他の構造物への干渉等の枯損や倒伏に繋がる事象を確認することに努めなければならない。
- 4) 台風や大雪、地震等の異常気象時や災害発生時においては、異常時巡回により、樹木の被災状況及び道路交通等への影響を確認しなければならない。また、異常気象による被害が予想される場合は、通常巡回や定期巡回により確認された異状又はその兆候を踏まえ、枯枝の除伐等の事前の保護対策を講じることが望ましい。
- 5) 異状又はその兆候が確認された場合は、必要に応じて専門家による調査を行うなどの方法により、樹木の健全度について確認し、安全の確保の観点から対策の必要性及び緊急性を判断したうえで、必要な対策を適切に行わなければならない。

3-2 道路植栽及び植栽地の管理

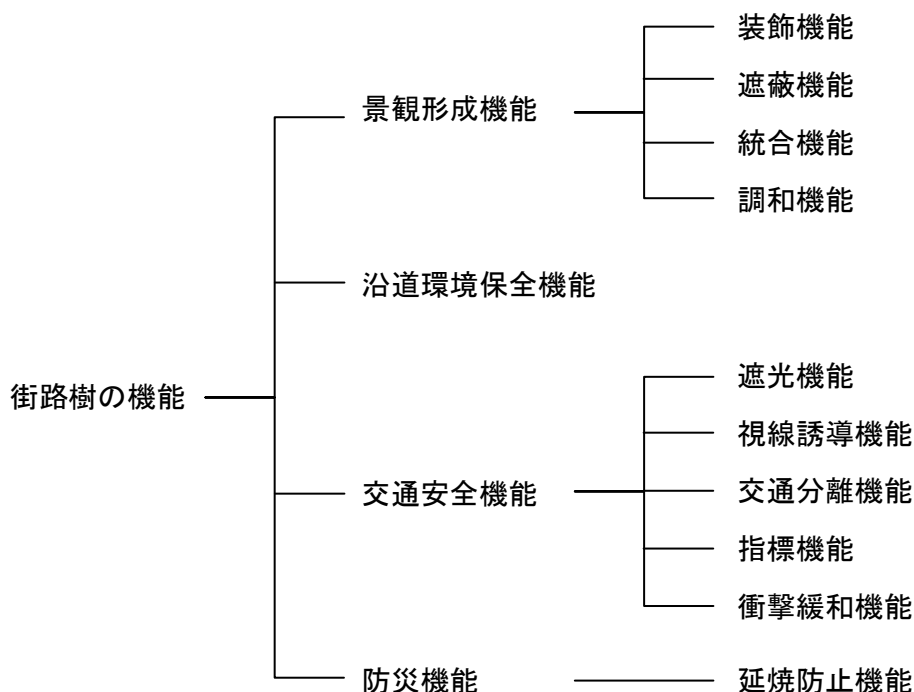
- 1) 道路植栽の健全な生育及び緑化機能の維持向上、道路巡回で確認された事象への対応、道路利用者等の安全への影響の未然防止を図るため、剪定、除草、病虫害防除、灌水等を適切な時期に行うことが望ましい。
- 2) 日本風景街道等の美しい景観形成が必要な地域や、景観法に基づく景観重要公共施設においては、樹形や植栽地の美しさを維持できるよう、十分な剪定や除草等の頻度を確保し、適切な方法で措置を講じることが望ましい。
- 3) 草花は定期的な植替えが前提となることから、季節に応じた計画的な植替えを行えるよう、沿道住民等との協働等、継続的な管理体制を構築することが望ましい。

3-3 樹木の更新

- 1) 樹木については、道路利用者等の安全確保を考慮して、落枝、病虫害・空洞等の活力低下が確認され、倒伏等に繋がるおそれがある場合、大径木化による道路交通や他の構造物への影響等が確認あるいは想定される場合には、危険回避のための除伐や未然防止のための更新その他の措置の必要性や緊急性等を総合的に検討し、適切な措置を講じなければならない。
- 2) 大径木化、高木化等により道路の区域内で健全な樹形や良好な景観が維持できなくなると予想される場合には、計画的かつ段階的な更新を行うことが望ましい。
- 3) 更新にあたっては、従前の道路植栽にこだわらず、道路利用状況、沿道状況等の変化を考慮し、植栽計画や植栽設計を再検討することが望ましい。

3 街路樹の機能

個々の道路植栽は複数の機能を有するものであり、以下の機能が複合的に発揮されるように努めることによって、親しみのある道路環境の創出を図ります。



図－17 道路植栽の機能

(1) 景観形成機能

装飾、遮蔽、景観統合および景観調和などの諸機能が複合的に作用することにより、道路や沿道における良好な景観の形成を図ることができます。

ア 装飾機能

固有の自然樹形・樹姿を有している樹木の植栽によって、景観の向上を図る機能。

イ 遮蔽機能

外見上見苦しい場所や構造物などを隠蔽したり、プライバシーを守るため外部から内部を見透かせないように視線や視界を遮蔽するほか、車の排気ガスを防ぐ機能。

ウ 統合機能

街路樹（並木）のように、景観にまとまりをもたらす機能で、道路や沿道に無秩序に立ち並んだ看板など、景観上好ましくないものの影響を排除しながら、統一的景観を形成する機能。

エ 調和機能

道路と周辺自然や人工構造物との間に樹木を植栽することにより、景観上の同化融合を図る機能。

（２）沿道環境保全機能

騒音、遮音及び音の伝達経路を回折によって長くすることによって、減音と騒音に対する心理的な緩和を図ることができます。また、樹木の枝葉が上空を覆うキャノピー効果によって寒暖や乾湿などの変化を緩和し、道路利用者に快適な空間を提供します。

（３）交通安全機能

安全で円滑な道路交通の確保に資するため、遮光、視線誘導、交通分離、指標、衝撃緩和の諸機能があります。

ア 遮光機能

対向する自動車の前照灯からの光線を中央分離帯などの道路植栽により遮り、眩光を防止する機能。

イ 視線誘導機能

車道の線形に沿って規則的に植栽された道路緑化によって、自動車運転者にその道路の地形、線形などの状況をわかりやすくして、安全を図る機能。

ウ 交通分離機能

低木や生垣などを植栽することにより、歩行者や自転車利用者を自動車交通から分離し、車道を横断したり車道への立ち入りを防止する機能。

エ 指標機能

形や姿が特徴的な樹木を植栽することにより、道路利用者に対して位置を確認させる機能で、ランドマーク（目印）機能とも言います。

オ 衝撃緩和機能

低木の密植により、道路敷から飛び出した車両の衝撃を緩和する機能であるとともに、車両が道路敷の外や反対車線に飛び出すのを防止する機能。

（４）防災機能

ア 延焼防止機能

火災面からの熱に対して、樹木が放出する水蒸気で保護膜をつくり、放射熱を遮断し燃焼を緩和する機能。また、樹木の存在は火災の発生による上昇気流の動きを防ぐため、火災の流れるのを阻害し、飛来する火の粉を阻止する機能。

4 名古屋市の街路樹のデータ

(1) 街路樹本数

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

	高 木	中 木	低 木	合 計
6.0 4.0 2.0 m	3m 以上 	0.6m～3m 列植など 	0.6m 未満 寄植など 	
歩 道	101,977 トウカエデ始め 87 種類	50,394 サザンカ始め 43 種類	2,193,514 ヒラドツツジ始め 88 種類	2,345,885 本
中央分離帯	2,068 クスノキ始め 16 種類	96,586 カナメモチ始め 25 種類	427,627 ヒラドツツジ始め 57 種類	526,281 本
合 計	104,045 トウカエデ始め 89 種類	146,980 カナメモチ始め 51 種類	2,621,141 ヒラドツツジ始め 101 種類	2,872,166 本

歩道の連続植栽延長 481.5km

中央分離帯緑化延長 204.1km

<人口一万人当たりの街路樹（高木・中木）本数>（国土交通省管理分を含む）

平成 26 年 4 月 1 日現在 1,107 本

（平成 26 年 4 月 1 日現在の人口 2,268,217 人）

※樹種数については、市内に 5 本以上ある樹種とする。

(2) 区別の街路樹本数

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

区名	千種	東	北	西	中村	中	昭和	瑞穂	熱田	中川	港	南	守山	緑	名東	天白
高木(本)	8,801	4,365	5,051	5,143	5,378	7,568	4,448	4,668	3,390	7,110	9,174	4,818	9,069	10,907	7,010	7,145
連続植栽 (km)	38.4	19.8	21.0	26.3	24.7	34.8	21.7	23.2	16.0	39.5	46.2	18.2	46.5	49.1	25.2	30.9

(3) 歩道幅員別の街路樹本数

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

歩道幅員	2.5m 未満	2.5m 以上	3.0m 以上	3.5m 以上	4.0m 以上	4.5m 以上	5.0m 以上	6.0m 以上	未調査	合計
トウカエデ	94	1,312	5,942	4,310	3,706	1,375	1,230	1,552	2,904	22,425
イチョウ	0	7	1,300	2,339	5,430	1,360	522	1,604	2,504	15,066
ナンキンハゼ	21	126	894	1,410	1,277	469	741	244	881	6,063
ソメイヨシノ	0	69	372	797	155	123	54	215	3,687	5,472
アメリカフウ	0	174	1,600	1,411	490	184	319	86	392	4,656
アオギリ	56	136	428	841	1,359	112	151	198	722	4,003
ケヤキ	0	17	234	195	212	295	570	1,787	172	3,482
ハナノキ	98	37	519	456	6	0	98	10	1,465	2,689
ヒトツバタゴ	0	38	326	898	222	152	176	177	643	2,632
エンジュ	0	89	769	356	338	0	103	0	558	2,213
タイワンフウ	0	0	464	0	208	102	257	229	275	1,535
クスノキ	0	0	0	203	0	0	12	223	435	873
その他										31,839
合計	269	2,005	12,848	13,216	13,403	4,172	4,233	6,325	14,638	102,948

5 道路植栽に関わる制約

道路には、地上空間に街路灯や交通標識などの道路附属物のほか、電柱などの占用物件があり、また、地下空間にも上下水道管やガス管、共同溝などさまざまな施設があり、街路樹と空間的に競合しています。

これらの制約の中、道路法や道路構造令を理解して、街路樹の植栽及び維持管理を行っていくことが必要となります。

道路法第 32 条（道路の占用の許可）

第 32 条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用とする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 三 鉄道、軌道その他これらに類する施設
- 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- 六 露店、商品置場その他これらに類する施設
- 七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

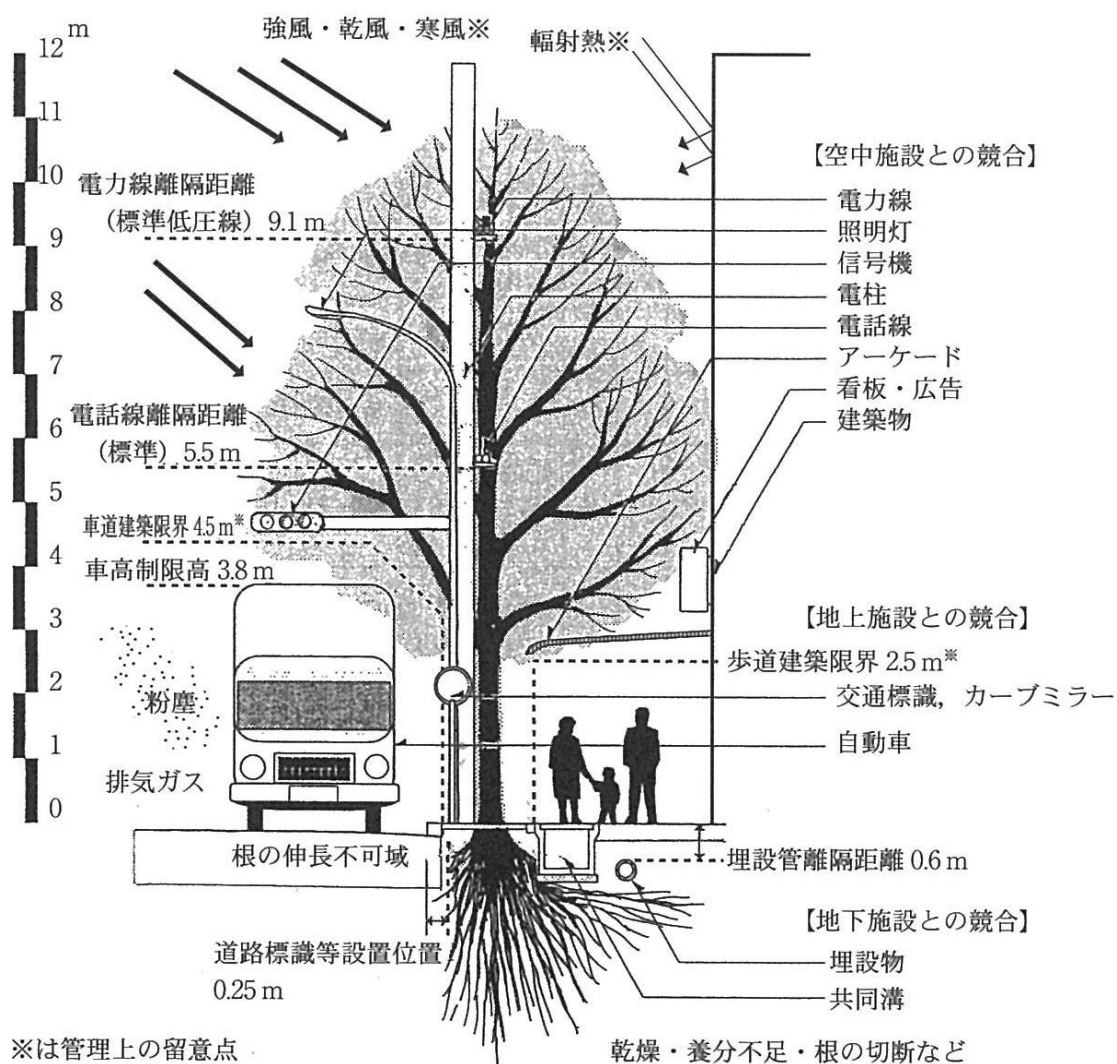
街路樹に関連深い占用物件

1 号物件	電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔、その他これらに類する工作物（例：警察官派出所、バス停上屋、消火栓など）
2 号物件	水管、下水管、ガス管、その他これらに類する物件（例：石油管、熱供給管、廃棄物処理管など）
4 号物件	歩廊、雪よけ、その他これらに類する物件（例：日よけ、アーケードなど）
7 号物件	道路法施行令（第 7 条）で定める物件 （1）看板、標識、旗ざお、パーキングメーター、幕およびアーチ （2）工事用仮囲い、足場、詰所、その他の工事用施設

道路構造令第12条（建築限界）

第12条 建築限界は、車道にあっては第1図、歩道及び自転車道又は自転車歩行車道（以下「自転車道等」という。）にあっては第2図に示すところによるものとする。

＊第1図・第2図略

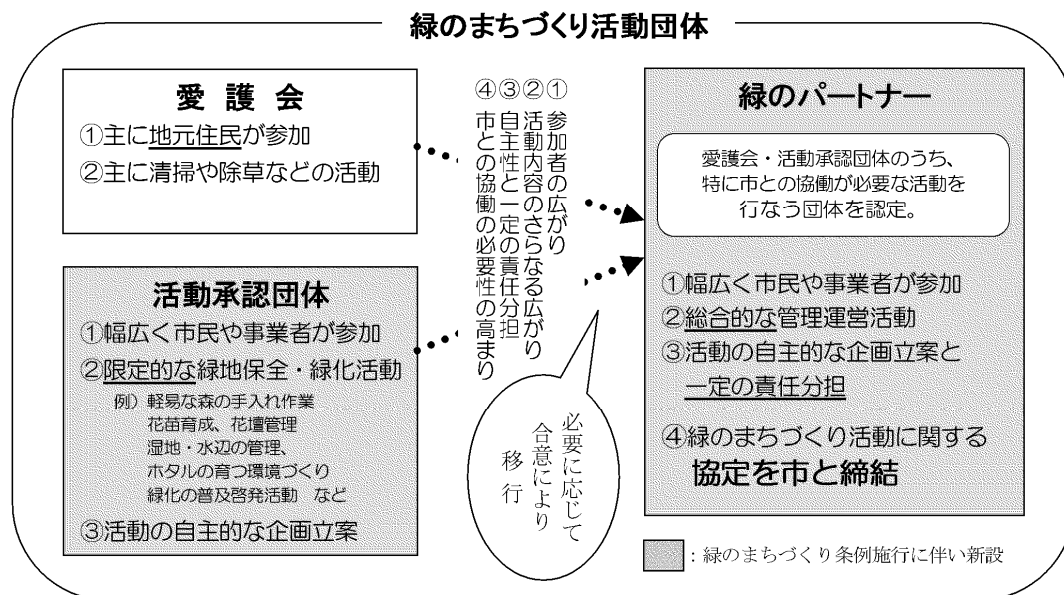


(資料:「道路植栽の設計・施工・維持管理」(一社)経済調査会)

図-18 道路植栽に関わる制約

6 市民等との協働

緑のまちづくり条例の中で基本方針の一つとして市民等との連携及び協働が掲げられており、街路樹についても愛護会や活動承認団体、緑のパートナーとして市民からの協力をいただいております。



図－19 緑のまちづくり活動団体

<街路樹愛護会>

名古屋市と地域住民が協力して街路樹等の愛護活動を行うことにより、都市の美化、公共施設愛護精神の高揚を図っています。

（会の構成）地域住民 5 人以上で構成

（活動対象）歩道延長がおおむね 100m 以上（片側）の街路樹

（活動内容）街路樹周辺の清掃・除草、街路樹への水やり、各種通報など

○愛護会数：472 団体

<活動承認団体>

公園、街路樹、市民緑地等において、団体の自主的な企画立案により、主に掃除や除草以外の緑地保全、緑化活動を限定的に行います。

○団体数：6 団体（街路樹関係）

<緑のパートナー>

団体の活動内容や経験等を踏まえ、愛護会や活動承認団体の内から厳選して認定します。

市との密接な連携と協働を前提に、公園、街路樹等において、自主的な企画立案と一定の責任分担により総合的な管理運営を行います。

緑のパートナーの認定に当たっては、これまでの愛護会や活動承認団体の活動内容や経験等を踏まえ、市と緑のまちづくり活動に関する協定を締結します。

【協定内容】

・活動区域

・活動計画書に関する事項

・協定の有効期間

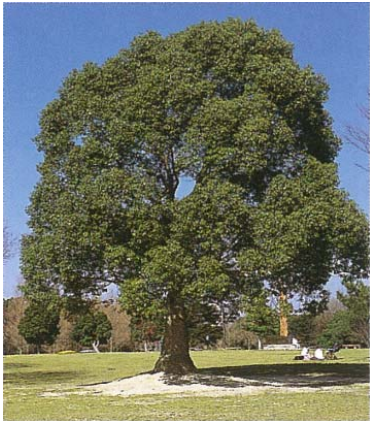
・活動の目的及び内容

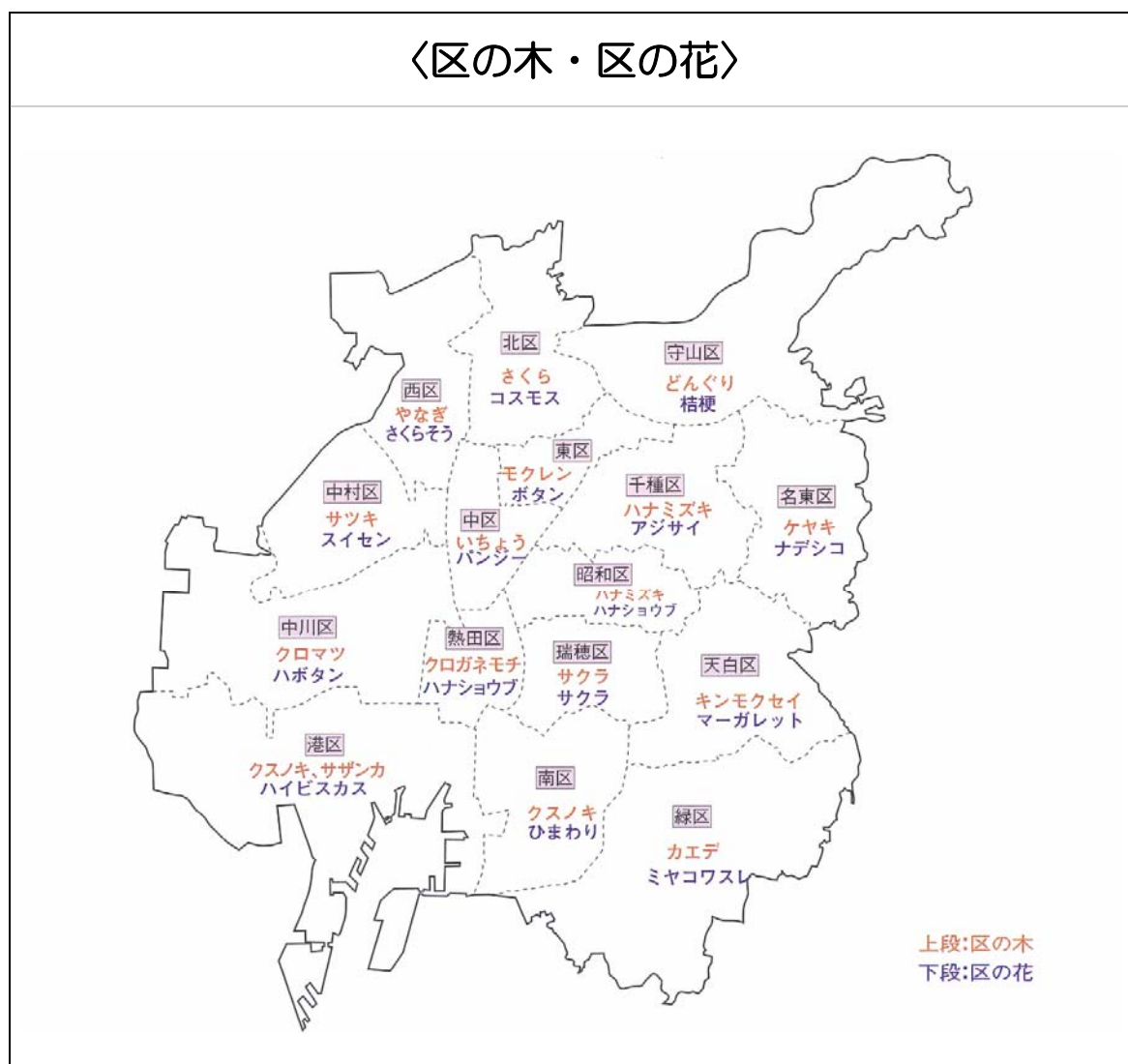
・本市の支援に関する事項

・協定違反があった場合の措置 など

○団体数：3 団体（街路樹関係）

（平成 26 年 4 月 1 日現在）

〈市の木〉	〈市の花〉
 クスノキ	 ユリ
昭和 47 年 8 月選定	昭和 25 年 4 月選定



街路樹再生指針

名古屋市緑政土木局緑地部緑地維持課
〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

TEL : 052-972-2494

FAX : 052-972-4143

平成 27 年 8 月